

物部氏に関する基礎的考察

——物部氏の成立・展開過程の一試論として——

野田 嶺 志

【要約】 律令支配体制の構造的把握とともに、律令国家権力の本質の究明を律令前の収奪体系・権力構造の考察とその律令制への移行の問題からおこなう。本稿はその仕事の一環として伴造系氏族の問題をとりあげ、大連物部氏に関する基礎的考察を試みるものである。六世紀後半没落した物部氏が再び律令支配層の中軸になる事情を、律令制成立史上画期的な対氏族政策である天武「八姓」賜姓問題の検討をふまえて、壬申の乱後天皇デイスボティズム確立を意図してつくられた律令制的祭祀形態成立との関係で考察する。また没落後の物部氏が警察の実務を担う下級氏族であった点に注目し物部氏復活の要因たる物部氏と石上神宮との独占的關係が壬申の乱後に成立したと述べる。以上の点を前提として物部氏に関する記紀伝承系譜分布等の史料を検討し既往の学説の承認しがたいことを指摘し、物部氏の成立展開過程に関する試論をこころみるものである。 史林 五〇巻二号 一九六八年三月

はじめに

律令制的人民支配体制の成立過程に関する考察は、所謂「大化」前代の政治史・構造論、とりわけ伴造系氏族の形態と権力負担の形態に関する研究を抜きにしては、その全体系を捉えることができない^①。また七世紀後半、壬申の乱を経て確立された律令体制に先行する国家権力が、いわゆ

る部民制をその構造としている以上、伴造系氏族の考察はすぐれて古代国家史の考察となりうるものである。伴造系氏族の体系的あるいは個別的の研究のもつ意義はこの点に求められる。反面、個別的にとりくまれがちな伴造系氏族研究が陥入る危険性もこの点にある。つまり第一に伴造系氏族の成立展開・解体史はそれらの氏族の存在を規定する国家権力じたいの成立・展開過程にきわめて密着したものと

いう点、第二に個々の伴造系氏族は相互に有機的關係をもつて展開している点、第三に従って個々の伴造系氏族の伝承は他の一般氏族のもつ伝承とは異なる点、以上の点を抜きにした考察は十分な信頼感をもつとはいいたいのである。伴造系氏族の考察がそれなりに成立するには、大伴、物部などを中心とする伴造系氏族の有機的、体系的検討がふまえられねばならない。もちろん、部民論不在であつてはならないし、また生産技術史研究の綿密な検討と連携することなしにできないのである。にもかかわらず、最近の伴造系氏族の個別研究の大方の傾向は、以上の三点をその視野に捉えきれないものとなっている。いくつかだされている大伴・物部・中臣氏等の個別研究にしても、それなりに完結されているのが現状である。^②そこから、律令国家に先行する国家史及び律令制への移行に関する有効な積極的発言を期待することは、もともと無理なこととなる。本稿はこうした研究史の現状の克服を意図し、伴造系氏族の体系的考察の一環として、より重要な位置を占める物部氏に関する基礎的考察を試みる。その「大化」前代史の全体像のなかでの評価、意味づけは、更に大伴・中臣等の他

の伴造系氏族の個々の基礎的考察とあいまってはじめて着手されうる研究段階と考える。

一 「崇仏論争」への分析視角

最初に「崇仏論争」といわれるものを取上げたのは、それが物部氏崩壊の劇的なものがありであるという理由だけでない。「崇仏論争」研究史の検討を通して既往の物部氏研究の視角・態度がより鮮明になり容易に学史を継承・発展させうると考えたからである。その場合聖徳太子奉讃論、神道学・旧事本紀などの文献学、最近の講座概説書などからの発言の一つ一つをとりあげる必要があるまい。まず「崇仏論争」事件の背景として、当時の国家構力の当面した情勢についての詳細な検討をふまえてだされた最初ものは、渡部義通氏らの共同報告『日本歴史教程』である。渡部氏らはこの時代を日本の特徴を持つ奴隷所有者の社会経済構成の展開時期と規定し、「崇仏論争」を奴隷所有者間の政治対立と捉えた。その後、藤間生大氏がこの提言を積極的に継承し、ついで一九五二年吉田晶氏は崇仏論争を階級支配の矛盾・人民の成長という情勢下での地方族長層の

叛乱に対する中央貴族層の全体的危機感の中での対応の仕方
のちがいがから生じた蘇我・物部両氏の対立、武力抗争で
あったとした。吉田氏は林屋辰三郎「継体欽明朝内乱の史
的分析」^⑤を継承し、従来の学史を一步前進させたが、古代

農民闘争の当時直面した権力の基本的性格に関する点では
『日本歴史教程』のそれを継承せざるをえなかった。その後、
吉田氏の報告につづくものなく現在に至っている。「崇仏
論争」の評価は、一九三〇年代の日本史の新しい再構成の
ころみがあった、日本古代史に理論を一面的に適用しよ
うとする初期的研究段階のもつ欠陥を歴史の構造的把握に
よって克服するという点で不十分なままにあるとされねば
ならない。にもかかわらず、古代専制国家論としてでなく
貴族連合政権論として容易にひきだされた強大豪族間の抗
争という「崇仏論争」の理解は通説化されているのである。
「崇仏論争」の意義を客観的には天皇専制の方向か豪族連
合政権の方向かの対決とみる見解、「崇仏論争」イコール
蘇我・物部両氏の対立抗争と見、その原因を両氏族の進歩
性・保守性という点に求める見解^⑥、更に仏教受容・皇位継
承問題としてみる見解等々は、かかる学史のもつ未熟さか

ら派生し、また蘇我・物部氏等々に関する基礎的考察の不
十分さから生じたものといえる。

以上の如く「崇仏論争」に関する既往の見解は、当時の
国家権力の構造的究明という点をなおざりにし、また昨今
めざましい発展をとげている古代史研究の理論的・実証的
成果を十分反映していないといわれねばならない。仏教受
容をめぐる抗争論・皇位継承抗争論がなおかつ市民権をも
つにいたる現状においては、単に「崇仏論争」の再検討は
視角をかえるにとどまらず、かかる見解の依拠する日本書
紀記事の再検討からとりくまれねばならないのではないか。
最初にこの点を津田左右吉、小島憲之氏らの研究を参考に
し若干触れておきたい。

日本書紀の蘇我・物部対立』「崇仏論争」記事は欽明紀か
ら崇峻紀にわたっている。だが先学の指摘する通り「崇仏
論争」記事の検討は更に広げて継体紀から崇峻紀までを範
囲とすべきであろう。従って本稿はこの当該書紀部分の特
徴点を考察し、既往見解の是非を論ずることとしたい。こ
の間の掲載記事数は二一七件である。内訳は帝紀的部分を
除く一六七件のうち、朝鮮関係記事が一二三件、七四%強

を占め、残る三〇%弱のうち屯倉名代記事が一七件、仏教関係記事が一二件であり、所謂一般国内関係記事は非常にすくない。この点がまず第一の特徴である。この巻々はほとんど朝鮮関係、屯倉、仏教という三種の記事で構成されている。既に津田左右吉、池内宏氏らによって大部分を占める朝鮮関係記事は捏造乃至竄入記事が非常に多いこと、また藤井顕孝氏以来、^⑩ 仏教関係記事は史実性に乏しいことが指摘されている点に触れておかねばならない。次に年代構成の点について、先稿で^⑪ 天皇世、年代構成について触れたので主に日付の点から検討したい。書紀の日付は周知の如く干支で表記され原則的に書紀は日付に干支を採用しているものといえる。^⑫ だが、現存金石文の日付は持続以前のものと推定されている二四例中一七例は干支でなく某日と表記している。また書紀でも編年月日でなく本文中に某月某日という記載例が一二例みえるのである。全て推古紀以降に集中して、(1)異伝として註に引用された文章(推古29・大化1・斉明7) (2)国造国司奏言として引用された文章(白雉1・天智10) (3)百済上表文として引用された文章(欽明15) (4)天武持統天皇の詔、以上四型一二三例は編者の叙述部分で

なく一応原文引用の体裁をとる部分に限られている。ところで書紀の干支日付甲子から癸亥について、記事分布状況を一覽してもほぼ均等に分布し目立った特徴点はないが、一〇三〇日の日付に再編するとはっきりした特徴があらわれる。書紀記事は一〇日に六一%集中し二一日以降は一〇%しかない。更に内訳を示すと一〇五日に三九%、一〇一五日までに七九%、日別では朔日が一六%、ついで三・四・五日に集中し一九日以降は一%に満たない状況である。現実的には到底ありえない編者の操作によるところの偏向以外のなものでもありえまい。^⑬ 編者は書紀記事を年月日に割付、更に干支になおして編成したものといえるであろう。継体・崇峻紀は表Ⅰの如くその特徴偏向が典型的に現われているとされねばならない。かかる点での作為性が記事内容・構成への作為性と全く無縁のものと考えるべきではあるまい。事実既にその関連について幾多の指摘がおこなわれはじめている。次に記事内容・構成の点について、とくに「崇仏論争」記事の全体での位置を問題としながら検討したい。ただ本稿では書紀記事の一、一をあげる煩をさけ簡単ではあるが該当部分の巻・記事を表Ⅱの如く

表 I

21	21	20	19	18	18	17	16	巻
32	31	30	29	28	27	26	25	代
崇峻	用明	敏達	欽明	宣化	安閑	繼體	武烈	天皇
2	1	7	9	4	4	3	1	1 日
(1)	1	0	2	0	0	0	1	2
1	0	2	3	0	1	2	0	3
2	0	0	2	0	1	3	0	4
1	(1)	3	2(1)	0	1	2	0	5
0	0	1	1	0	1	2	0	6
(1)	0	0	3	0	0	2	0	7
0	0	1	2	1	0	1	1	8
0	1	2	1	0	1	2	0	9
1	0	1	1	1	0	1	0	10
0	0	2	0	0	0	1	0	11
0	0	0	2	0	0	1	0	12
1	0	0	1	0	1	1	0	13
0	0	1	1	0	0	2	0	14
0	0	3	1	0	1	0	0	15
(1)	1(1)	2	1	1	1	1(1)	0	16以降
2	0	3	5	0	0	1	1	是歳
2(2)	0	2	9	0	2(1)	5	1	是月
3(1)	1	12	48	2	2	21	9	日ナシ
0	0	2	2	0	0	0	0	月ナシ

表示構成して、それを中心に検討を進めたい。表Ⅱの示す特徴は、第一に国内屯倉記事と仏教記事は同一記事群に属さない点、次に国内屯倉記事は日本の朝鮮任那経営の悪化を示す記事と、また仏教記事は日本が百済を支持した状況を示す記事と、各々くみになっている点、そして、仏教受容論争記事は全体の構想の推移に重要な役割をもつという点、に求められる。まず欽明紀の仏教受容記事は欽明六年、

ている。第一に周知の如く大伴金村・近江毛野・親百濟一派という点、第二に、御狩が繼體紀で、押勝が欽明紀でと、新羅を謀り任那滅亡の因を準備したメンバーの一員という点である。百濟派の策謀、百濟との連合（『仏教受容』から「ヤマト朝廷」は新羅との緊張関係・任那の喪失しかえなかった。書紀編者は欽明紀の仏教受容・百濟支持こそ、その後の「ヤマト朝廷」の苦難・欽明天皇の死の要因をなし

同一三年の百濟献仏を内容とし日本が百濟の策略立場を支持したことの象徴となっている。だが同紀はつづいて二三年正月任那滅亡、七月是月日本軍が百濟と「約束軍計」「用百濟計」と連合して闘い大敗したとある。任那滅亡の原因としても書紀は河内馬飼首の暗躍を指摘している（欽明22・是歳条）。河内馬飼首は書紀に荒籠（繼體1）・御狩（繼體23・24）・押勝（本条）とこの時期にのみ三人記載されほぼ同じ性格・役割をもつ

表 II

大区分	天	皇	(イ)大筋	(ロ)展開	(ハ)小テーマ	(ニ)記事の配置	関係者	
〔Ⅰ〕	継	体	任那の危機	百済派の失敗		金村・毛野の非政 国内屯倉記事(安閑全紀) 新羅の任那侵入(宣化2.10)	大伴 大伴 大伴	
〔Ⅱ〕	欽	明	任那の滅亡	(A)百済派の活躍	(a)征羅に関する南鮮勢力の結集(欽明2～5)	百済を中心に成立(欽明5.11) 《百済献仏記事(同6.9是月)》		
					(b)高麗問題に対する意志統一	百済案の支持(同13.5) 《百済献仏記事(同13.10)》 《仏教受容問題記事(同)》		天皇死, 民苦 大股災
				(B)百済派の失敗(征羅)	(a)百済の大敗	聖明王戦死(同15.12) 国内屯倉記事(同16.7～17.10) 新羅任那侵入(任那滅亡)(同23.1)	蘇我 河内 馬銅首	股災
					(b)ヤマトの大敗 (欽明23.7是月)	国内屯倉記事(同30) 欽明天皇の死と遺詔(同32.4)		
〔Ⅲ〕	敏	達	任那再建への道		(a)高麗問題に対する意志統一	国交不能・妨害勢力あり (敏達1～3.7) 国内屯倉記事(同3.10～4.2) 《新羅献仏記事(日本拒否) (同8.10～9.6)》	吉備海 部臣 蘇我	
					(b)日羅問題・百済の本質	百済の反日…日本侵略の意図の露呈と日羅殺害(同12.7～是歳) 《百済献仏記事(同13.9)》 《仏教受容問題(14.2～6)》		天皇死, 民苦
〔Ⅳ〕	用明・崇峻							

た（欽明紀32・4条）と主張している。つづく敏達紀仏教受容記事は三段階にわかれ、百済献仏、新羅献仏のいずれを択るかという問題を出発点としている。書紀は敏達八一年にかけて新羅の貢調記事を載せ、「不_レ納以還之」とあって日本側は新羅を拒否したとある。この一連の記事の冒頭に「新羅遣_レ叱政奈末進調并送_レ仏像」とする。^⑮一方、任那再建を意図した敏達天皇は当時百済にいた火草北国造阿利斯登子達率日羅にその方策を下問しようとした。だが百済は日羅の帰国を妨げた。理由はようやく帰国した日羅の報告によれば百済が筑紫侵寇の計画をもっていたからであるという。更に百済は刺客を派遣し日羅を暗殺したと記述されている。日羅は任那再建策として「以悦使民」の道を説いた。それは書紀のもつ天皇の基本的立場であり、編者が説くにその王道のいきつく点が古代天皇制支配である。^⑯日羅の態度はすぐれて書紀編者の態度そのものであり日羅殺害は日本支配層・天皇への叛逆行為と評されねばならない。にもかかわらず蘇我一派によって百済仏は受容され、むしろ敏達天皇と物部大連の方が百済仏受容反対の仏罰をうけたものとして「天皇与_二大連卒患_二於瘡」と記述され、

天皇は「不信仏法」と評され、その死も「老少竊相語曰。是燒_二仏像之罪矣」と記述されている。他方敏達紀一四年三月条の橘豊日皇子への遺詔「不_レ可_レ違_二背考天皇勅_一。可_レ勤_二修乎任那之政_一也」や「天皇思_レ建_二任那_一。差_二坂田耳子王_一為_レ使」等々の文章から明らかなように敏達天皇・物部大連は任那再興の意志をもつものとして描かれている。継体紀以来任那経営を中心問題として叙述されてきた書紀においてかかる描きわけ方は任那再興の二つの道としてのものという可能性がつよい。あえて新羅と対立し反ヤマトの立場に立つ百済と提携するか（蘇我）、第二の道を用意するか（反蘇我）。書紀編者のうちにあるものは百済献仏を受容するか否かの真の問題はこの撰択にあるというのでなからうか。ところで後掲表Ⅲの如く敏達天皇の死後、その直系舒明即位にいたる三代は蘇我氏系の天皇であり、いわば敏達の死は蘇我氏専権史のプロローグともいえよう。逆に舒明を「始祖」^⑰とする天武天皇たちの立場からすればこの間にはきわめて困難な時代として把握されるものである。百済仏受容と蘇我氏の結びつきは日本書紀成立時の政治的作為の可能性が強く、また舒明―天武系譜の絶対性に立脚する

蘇我稲目

馬子 — 蝦夷 — 入鹿〈大化改新〉

小姉君

穴穗部〈穴穗部事件〉

宅部〈穴穗部事件〉

32 崇峻天皇〈殺害〉

穴穗部間人

刀自古女

聖德太子

山背大兄〈山背事件〉

31 用明天皇

33 推古天皇

堅塩媛

29 欽明天皇

26 繼體天皇

28 宣化天皇 — 石姫

27 安閑天皇

竹田王

30 敏達天皇

田村皇女

34 舒明天皇

38 天智天皇

40 天武天皇

間人

36 孝德天皇

35 皇極(齊明)

茅渟王

押坂彥人大兄

廣姫

有間皇子〈有間事件〉

小足媛

古人大兄〈古人事件〉

法提郎女

法興寺

註 下線を附したものは、殺害・刑殺されたもの

8 (168)

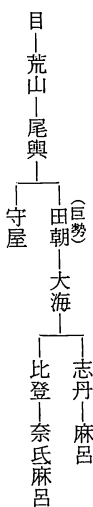
ら物部氏の性格・興亡史を追求することはもともと困難とされねばならない。もちろん個々の事実、たとえば守屋の居地等々は推定できる。だが直線的な発言は書紀編者の主張と一線を画しえないであろう。以上の点から本稿は書紀・伝承よりはなれ迂途と思われるが、天武持統期の物部律令制下の物部、八世紀物部氏の実態を考え、そこから令制以前、あるいは令制移行期の物部氏についていくらかの点を明らかにしたいと考える。

二 物部氏の成立と展開過程

(1)

律令制成立以降、創作された物部氏の伝承、旧事本紀は律令貴族に移行する物部氏の嫡流を守屋・麁鹿火のそれではなく書紀に全く姿をみせない物部大市御符の系譜に求めている。また本紀収載一一〇人のうち「氏上」の註記をもつものとして物部雄君（飛鳥浄御原宮御宇天皇御世賜氏上内大紫位）と物部馬古（難波朝御世授大華上氏印大刀）がある。だが雄君の氏上は壬申の乱の功によりその死に際して与えられた（天武紀5・6条）もので名譽的追贈にほかならない。馬古

の場合他の文献にみえず公卿補任・続日本紀にみえる「難波朝衛部大華上」を強引に解釈したとしか考えられない。守屋以降、物部連公麻侶とこの二人を除き正史に載るものはいない。その二人に関するかかる記述の仕方は守屋以降の物部氏の不遇を表明したものと考えられる。尊卑分脈収



載物部氏系譜は、右の如く守屋で終わり巨勢氏の系譜と交錯してしまっている。中央主流系譜として「物部」姓の一時途絶を示すものか。書紀は「爰有迹見首赤禰、射墮大連於枝下、而誅大連并其子等」。由是、大連之軍忽然自敗。……是役、大連兒息与眷属、或有逃匿葦原、改姓換名者。或有逃亡不知所向者。」（崇峻即位前紀）と述べ、守屋の直系の誅死、改姓名、逃亡を指摘している。物部氏が守屋の敗北とともに急激に変化・没落に至ったと考えてよいであろう。律令制的身分秩序が未熟な時期に反国家行為を原因とした改姓はその氏族にとって一定の危機状況を意味し、またかかる改姓を招致した反国家行為の内容・性格はごく限られているとせねばならない。その著名な類例が

「大化改新」から壬申の乱にかけての蘇我氏であろう。古代専制国家の再編過程の諸段階で多くの豪族の興亡があった。だが、平群・大伴氏など律令貴族への移行を円滑に行なっているのは、皮肉にも早い時期に没落を経験したからでないか。律令支配の権力構造への参加の道を閉ざされた蘇我氏・物部氏は律令支配体制の成立により近い時期にたおれた為と推察される。^②

さて守屋以降、本宗物部氏を正史に管見することは難しい。再び現われるのは壬申の乱においてである。乱中、天武天皇への叛逆者大友皇子の最期の場合に、二三の従者とともに物部麻呂が従っていたと書紀に記されている。物部麻呂は持統朝以降大宝令制下の太政官中枢部にあった左大臣正二位石上朝臣麻呂と同一人物である。だが物部麻呂は当初から天武朝の高官ではなかった。天武五年段階では天智三年位階制の十九位である大乙上という低い地位にいる。反天武方の一員でもある麻呂の抬頭は平凡な理由にとどまらないであろう。また既に触れたが麻呂は書紀、続日本紀で物部・石上両姓で表記されているが、物部姓は天武一三年以前、石上姓は朱鳥元年以降と使い分けられている。^③以上

から物部氏は天武・持統期、所謂律令制形成期に重大な変化発展を経たと考えられる。更に律令制形成期に所謂「氏族」が激しい変革をこうむらざるを得なかった全般的政治情勢を考慮すれば、物部氏の考察は天武持統期における物部氏の検討からすすめられねばなるまい。その検討の主な素材は、天武期の対氏族政策―官人制秩序の形成の軸となつた所謂天武八姓に求められねばならない。本稿は、既に石母田正・原島礼二氏ら^④によって詳述された点を前提として、物部氏が天武八姓のうち「朝臣」姓を与えられたことの意味から検討を進めたいと思う。

天武一三年一〇月八姓制定後、同日に真人姓が一三氏に与えられた。つづいて一一月に朝臣姓が五二氏に、一二月に宿禰姓が五〇氏に、忌寸姓が一氏に与えられた。天武八姓制定に伴う処置である。賜朝臣姓氏族から賜忌寸姓氏族については、たとえば朝臣五二氏のうち四四氏が皇別であるとか、宿禰姓五〇氏のうち四九氏が旧連姓という如く賜姓には一定の原則・特徴的傾向がある。その点は既に竹内氏らが指摘する点だが、逆にそうした原則的傾向が認められるならば、朝臣姓五二氏のうち皇別氏族でないあとの

神別八氏は何故朝臣姓を与えられたかが問題となる。神別氏族は原則的には宿禰姓をえたが、朝臣姓・忌寸姓をえた氏族は意味もなくなったままそうなったのか。

次の(A)～(C)は朝臣姓神別氏族、忌寸姓神別氏族の全てと、宿禰姓神別氏族の代表的なものを列挙したものである。

(A)朝臣姓 大三輪君、中臣連、物部連、采女臣、穂積臣、
山背臣、鴨君、胸形君

(B)忌寸姓 大倭連、葛城連、凡川内連、山背連

(C)宿禰姓 大伴連、土師連、漆部連、矢集部連

宿禰姓氏族はかつての大和朝廷の権力機構における職掌名を負うものが多く、そうした傾向をもつ氏族は(A)・(B)群にはない。その点で、(A)・(B)系氏族は他の神別系氏族とちがった性格をもっているといえる。忌寸姓四氏は、いずれも天武一二年九月に連姓を与えられたもので、以前は直姓である。竹内氏は忌寸^②は直姓の国造諸氏に与えられる原則が立てられていたとする。以上四氏は全てそれぞれ大倭国造、葛城国造、凡河内国造、山背国造で畿内国造家と考えられている。だが、尾張国造家と推定される尾張連は天武一三年一二月に宿禰姓を与えられているし、また他の国造

家は忌寸姓を与えられていないのをどう理解すべきか。律令制移行期の国造に関する研究によれば、国造の任務として「祭祀」の側面が指摘される。^③津田氏は、律令制下の国内の神祇祭祀は国司の職掌であり国造が関与するところのものは何等かの特殊なものであったとし、それは大化後一國に一社制定された国魂神社の祭祀であると考えられた。倭国国造と倭大国魂神社、摂津国国造(凡河内氏)と河内国魂神社、山背国国造と山背大国魂神の関係を指摘される。^④国魂神の成立は津田氏の説の如く律令制形成過程に求められると考える。そして、その地縁的政治的関係からいって、畿内においては国造の位置とその祭祀は律令的祭祀形態の確立とふかかわっていたものといえるであろう。

朝臣姓を得た五二氏にふくまれる八の神別系氏族は相互に一定の関係をもっている。三輪君、胸方君、鴨君は三輪系同祖氏族群である。物部連、采女臣、穂積臣は物部系同祖氏族群であり、単一なのは中臣連及び山背臣の二氏である。但し山背臣は出自未詳であり関係の有無については留保されねばならない。大三輪、胸方、鴨はそれぞれ隣接した地域にある大神神社、賀茂神社、宗像神社の祭祀を担う

氏族であり、その祭神は説話、伝承において強く結びついている。また周知の如く三社の祭祀は王権の全国支配と深いかわりをもっている。更に三氏と天武天皇との関係、及び三氏相互間の天武期における関係が指摘される。胸形君は「天武」天皇初娶鏡王女額田姫王生十市皇女。次納胸形君德善女尼子娘生高市皇子命。」（天武紀2・2・癸未条）とある。胸形氏は壬申の乱以前から天武天皇と姻戚関係をもち、壬申の乱に活躍し飛鳥浄御原律令支配の確立過程に太政大臣の地位にあり後皇子尊と称された高市皇子の生母の家である。元慶五年一〇月一六日官符に大和国城上郡登美山にある宗像神社は「自從清御原天皇御世至于当今二氏人等所奉神宝并園地色数稍多。高階真人累代隣次執当社事。」とあるが、高階真人は高市皇子の末裔にほかならない。鴨君は、井上光貞氏の指摘によれば、踐祚大嘗祭の一役を担う殿部・水部の名負氏で、この一族から斎祝子という女性神官が代々選ばれて内廷に入り内廷祭祀に深くかかわっている。更に鴨氏、葛城鴨神が王権確立の基礎たる踐祚大嘗会の前史的祭祀と密接な関係をもつことが舟ヶ崎正孝氏^②によって指摘されている。三輪君については

用明元年紀に穴穗部皇子が炊屋姫皇后を奸そうとして殯宮に押入ろうとしたとき、敏達天皇の寵臣三輪君逆が兵衛を指揮し宮内を固めて阻止し、また皇子の追求をのがれて後宮に隠れたとある。^③舒明八年紀三月条では「悉効奸采女者。皆罪之」という方針がだされたとき「是時三輪君小鶴鵜苦其推鞠刺頸而死」と追記されている。^④門脇禎二氏^⑤によれば、采女は天皇以外の貴族が一指も触れえぬ後宮の居住者であり内廷祭祀に従うものである。三輪氏に関するかかる書紀記述は、三輪氏の内廷との関係を示唆するものである。壬申の乱で、大倭の土豪が大海人方に結集したときの書紀記述で三輪君高市麻呂と鴨君蝦夷の二人のみが特に名をあげて指摘してある。二氏が大倭土豪の軸として参加したという意味と思う。乱中大海人方に貢献した高市郡大領高市県主許梅の神がかりのなかにでてる高市社は高市御県坐鴨事代主神社であるということも以上の土豪がこの前後に親密な関係にあった証となろう。以上三氏の祭祀性、内廷との結びつき、壬申の乱及び以降の天武との関係、三社の性格という共通した特徴は、他氏にみることのできない点として留意される。次に中臣氏の問題に入

ろう。中臣連は中臣本系帳に「伊賀志樺不傾本末中良布留人稱之中臣」と皇神と皇孫をとりもつとあるが朝廷祭祀の管掌者と考えられている。^③また物部氏との関係も指摘されている。だが中臣氏の史料はその後の藤原氏の問題もあって容易に評価を下せない点がある。記紀の中臣氏は神武・垂仁紀の遠祖・祖はともかくとして早い時期では仲哀、神功、允恭紀にみえるが全て烏賊津使主である。それ以後は欽明紀の鎌子、敏達、用明紀の勝海となる。中臣氏が中央政界に登場するのは天武期をそれほど遡らない時期と考えられる。天武期以降の中臣氏は、壬申の乱で中臣金が大友方の首将であったという点から物部氏と似た状況で発生したと考えられる。物部麻呂に匹敵するものとして天武・持統期の中臣大嶋の動向に注目したい。大嶋は持統四年正月持統天皇即位礼、同五年一月大嘗祭で神祇伯として天神寿詞をよんでいる。持統三年紀八月壬午条に「百官会集於神祇官而奉宣天神地祇事」とある。神祇官という語の初見記事だが中臣大嶋はこの儀式も主催したのでないか。前後の状況からみれば大嶋は飛鳥浄御原律令支配体制の成立とともに持統朝初期から神祇伯であったと考えてよい。

だが大嶋の神祇伯就任の要因を中臣氏の伝統的な民族的性格にのみ求めるのは再考を要するのではないか。大嶋は天武一〇年に至り「帝紀上古諸事編纂及執録」担当者となったが、当時の地位は大宝令位階制の六位にしか相当しない大山上であり、同年末に小錦下に昇進したにすぎない。朱鳥元年当時直大肆である。直大肆は天武一四年制定位階で大宝律令制での五位に相当する。小錦下とそれほどのちがいはなく一階以上の差を想定することは困難である。一方、朱鳥元年、直大肆であった大嶋は持統七年には直大弑でありこの間に五階の昇進をみ、朱鳥元年までとは対照的である。ところで大嶋は「諸人未得伝記」の如く、その伝記・系譜ははっきりしていない。中臣延喜本系では、別系である御食子・鎌足系に編入されている。^④またその子孫も、二世従六位上内舍人、三世以下は従五位上、正五位下、従五位下がその官人としての最終歴である。八世紀以降の中臣氏の勢威からいって、かかる状況はめぐまれた系譜といいたいがたい。大嶋の前後、環境は、民族的伝統にたよって昇進しうるものとは考えがたいといわれねばならない。大嶋が律令制下の国家祭祀を管掌する神祇伯に就任したこと、踐

祚大嘗祭で重要な任務を担いえたのはなによりも大嶋自身がそうした新しい祭祀形態の確立という作業に参加しそこで主要な役割を占めたからでないかという考えは否定できない^⑦。そうであれば大嶋のめざましい昇進の要因は大嶋が天武持統朝祭祀集団へ参加したからでないかという可能性が考えられる。天武朝の祭祀集団・祭祀形態の確立についてはそれなりに論証を経て提起されねばならない問題である。一応考えているところの要旨を述べれば律令法治体制を基礎とする専制君主制の思想的基盤たる天皇―明神御宇日本天皇という思考は大嘗祭、天皇即位礼の体制化を通して全支配層に根ざし、白村江の大敗、壬申の乱を経たのちに天武天皇によって進められたと考える。日中律令の相違の一として指摘される日本令での神祇令の位置・性格にうかがわれる如く、日本における律令制的祭祀形態確立における重要な特徴は天皇の「現御神」化にある。石母田正氏は天皇と賤民とが両極をなして存在することが律令制的身分秩序の構造上の特色とし、天皇は世襲的な王権としてまた神的な権威をもつ超越的存在として設定され一方では律令制国家の首長たる地位とカバネの賜奪者たる神的地位と

の二つの側面をかねるものであったとする。天皇にかかる絶対的な超越的神的権威を与える仕事は天皇と他のあらゆる神的権威及び権力者との支配・隸属関係を強固、不変ならしめたものとして画期的事業とされねばならない。三輪神、鳴神、宗像神など、従前、王権を保護、保証する地位にあるもの、及び諸社・諸神の合一と全ての神威を天皇に体现させるころみは、従来のそうした権威に奉仕する勢力をまきこみこそすれ、そうした旧来の神官層によって進められるべきものではなかった。ことに壬申の乱を経たあとの新しいディスボティズムの祭祀形態の創設は天武天皇を軸としてあらたに結ばれた関係によって進められたとされねばならない。天武天皇による律令支配体制の確立は天武九・一〇年前後に一つの画期をもつ。神祇祭祀に関しても一〇年紀正月に「領幣帛於諸神祇」「詔畿内及諸国修理天社地社神宮」同四月に「祭広瀬龍田神」五月に「祭皇祖御魂」と記事が集中してあらわれる。この天武一〇年一二月に九人に対して小錦下が授けられているが、そこに柿本臣媛、高向臣麻呂、栗田臣真人、物部連麻呂、書直智徳らとともに中臣連大嶋がつらなっている。天武政治は従来の有

力な氏族を抑え、新しい官人の形成によって推進されたが、以上のメンバーはこれ以降律令体制確立にあたってきわめて重要な役割を各々の分野で担うものである。一つの理解として中臣大嶋は天皇の神格性の創造と、それにもとづく歴史の創作を担う過程で、天武持統朝の有力官人の道を進んだといえるのでなかろうか。

さて先述の如く朝臣姓を与えられた八氏は中臣・山背二氏を除けば二つの同祖群であった。一つが以上述べた三輪（大国主命）、鴨（大国主命）、胸形（吾田御隅命）のいわば三輪系である。もう一つが物部・穂積・采女である。采女氏は朱鳥元年紀九月条で天武天皇に対して直大肆采女朝臣笠羅が内命婦のことを誅したとある。采女は天皇の全国支配確立過程で地方勢力が服属の証しとして貢上したものであり、また天皇と諸勢力との服属儀礼に奉仕した。その神事は後述するが石上神宮で行なわれたものと考えられる。以上に述べる新しく確立したディスポティズムの祭祀形態は踐祚大嘗祭を軸とし、その本来の目的から石上神宮のもつ性格・役割を必要とした。結論を先に述べるならば物部氏が新しい祭祀集団に参加しえたのは石上神宮との関係を媒

介としたものではなかったか。岡田精司氏によれば、^③律令制的祭祀形態としてつくりだされた踐祚大嘗祭はもとともと毎年秋の収穫祭を兼ねておこなわれていたニイナメヲスクニ儀礼を発展させたものにほかならない。ニイナメヲスクニ儀礼は地方豪族層の大和政権に対する服属儀礼であった。地方豪族層は服属の証として采女・兵士（親衛兵）のほか新穀・酒饌・土産物・珍宝を貢上したが、かかる貢納物を収納した神庫が、崇神、垂仁紀の出雲神宝・丹波八尺瓊勾玉伝承、七枝刀、鉄盾、十種瑞宝等々の収蔵とそれに関する伝承の点から、のちの石上神宮でなかったか。日本後紀延暦二四年二月庚戌条に「勅曰。此神宮所_レ以異_レ於他社者何。或臣奏云。多収_二兵仗_一故也。勅。有_二何因縁_一所_レ収之兵器。奉_レ答云。昔来天皇御_二其神宮_一。便所_二宿収_一也」とある。その続ぎに史料引用は略するが、神宮に収められた神宝は歴代の天皇が慰撫の志をもって送納したものであるという点、それら神宝が天皇を守護する力と役割を持つという点が述べられている。第一に石上神宮の本質的性格が武器庫でないこと、^④それは本質から派生した副次的性格にすぎない点を確認したい。神宮の他社とことなる点は多量の兵器

が収納されている点が指摘されているが、その理由は「昔来天皇御其神宮便所宿収也」ということである。垂仁紀二七年八月己卯条「令祠官ト兵器為神幣吉之故弓矢及横刀納諸神之社……蓋兵器祭神祇始興於是時也」という点、天武元年七月、壬申の乱中、高市県主許梅の言に神武陵に馬、種々兵器を奉納したら神武が天武を守護するであろうとある点は兵器の神社宮への集中の意味をあきらかにしている。石上神宮所収器仗が神宮に対する奉納物であれば、歴代天皇によって懃懃の志をもって奉納された点は神宮が大和朝廷において一貫して重要な位置を占めていたことを示す。天武紀三年八月庚辰条に「遣忍壁皇子於石上神宮以膏油瑩神宝。即日勅曰元来諸家貯於神府宝物今皆還其子孫」とあるのは諸家・中央諸氏が天皇への服属の証として献じていたものがほかならぬ石上神宮におかれていたことをしめす記述とも理解される。天皇・中央諸氏、地方豪族層の貢納をうけたということ、またそれらの神宝が天皇に対して守護神的機能を備えているということとは石上神宮の性格を示すものでないか。また履中即位前紀、仲皇子の追求をのがれた太子が石上振神宮にのがれ

「我畏仲皇子之逆独避至於此」と述べる点、雄略三年紀、阿閉臣国見が石上神宮に逃匿れたという点、かかる書紀記述には石上神宮の神域感が前提になっていると考えられる。以上に述べた如く、石上神宮は祭神フツノミタマの伝承にもうかがわれるように大和政権の全国支配、天皇支配確立の象徴的存在であった。神宮に収載されている一つ一つの神宝は各勢力の大和政権への服属の証であり、天皇は「御神宮」ことによって、自己の位置と全支配層との服属関係を現実的に確認した。従って踐祚大嘗祭は天皇專制を露骨に表現する手段としてかかる歴史性をもつ石上神宮の祭神、祠官を参加させねばならなかった。この石上神宮と物部氏の関係は旧事本紀等によって強調され、そこでは物部氏が神宮の創祀者であるとされている。歴代中心人物は「奉斎大神」「奉斎神宮」を管掌したとあり、十千根の代に大神から神宮への移行及び物部姓を得たことが関連づけて述べられている。だが、それを裏づける確実な史料はない。書紀では垂仁紀三九年一〇月条に五十瓊敷命が石上神宮の神宝を管理するに至った経過が述べられ、同紀八七年二月条に五十瓊敷命から大中姫にその仕事が継承され

大中姫から物部十千根に伝えられ、物部氏が石上神宝を管理するに至った由緒が述べられている。だが石上神宮と物部氏を結びつけるこの肝心の記事に「一云」が註記され、石上神宝の管理について「是時神乞之言春日臣族名市河令治因以命市河令治是今物部首之始祖也」という異説が紹介されている。^④ 姓氏録布留宿禰条に「柿本朝臣同祖。……男市川臣大鷦鷯天皇御世達倭賀布都努斯神社於石上御布瑠村高庭之地。以市川臣為神主。四世孫額田臣。武藏臣。齊明天皇御世宗我蝦夷大臣号武藏臣、物部首并神主首因茲失臣姓為物部首。男正五位上日向。天武天皇御世依社地名改布留宿禰姓。」とある。春日臣族市河側の主張では市川臣が当初からの神主で天武段階に物部首姓を失ったとある。その論理のなかで、物部姓を得た事情は述べられていない。津田左右吉氏の指摘の如くでないか。^⑤ のちに中央物部氏が六世紀大和朝廷政治機構において担った任務との関連で石上神宮神宝管理に参加した段階で配下に編成し関係を結んだと考えられる。以上の如く「一云」の指摘を支持すれば、初期に物部氏が神宮の直接祭祀者であったという物部氏伝承及び書紀記事は否定されることになる。

また、何故、「一云」の如き明確な説が確認されているにもかかわらず書紀本文が敢えて物部説をとったかが問題として残る。壬申の乱の緒戦に倭京に対する近江方の興兵使者として穂積臣百足・弟五百枝、物部首日向が活躍し百足は戦死、五百枝、日向は逮捕されたとある。物部首は石上神宮の祠官で、物部首日向が天武期の人物であることは先掲史料にみる如くである。大倭地方の同じ王権とふかく結びついた祭祀氏族である三輪・鴨氏が大倭の土豪を率いて大海人方に参加したように石上神宮祠官物部首日向は大倭の土豪または彼等が管理所有する武器を大友方に結集させる為に興兵使に起用されたものと思われる。倭京の武器を近江方に運ぶ任務に日向とともに任命された他の二人が穂積臣である点も注目される。一方旧事本紀による中央物部氏の嫡流物部麻呂は大友方の大敗のあと左右大臣群臣が散亡したにもかかわらず最後まで大友皇子に随っている。推定だが物部麻呂の従軍の立場は神官としてでなかったか。戦後、大友方の多くのものが斬殺・追放・失脚したが日向・麻呂ともに許されている。だが物部首日向は布留宿禰に改姓せしめられた。その後石上神宮が物部氏の氏神化する。

動きからみて物部首らは石上神宮との関係をたたれたと考えてよい。一方、麻呂はのちに石上姓に改姓した。それは戦後、天武朝の推移過程で石上神宮の祭祀がはじめて石上氏のみによって担われたことを意味するのではなからうか。物部氏が新しい律令制的祭祀形態創作の共同作業に参加しえたそもその理由は物部氏と石上神宮の結びつきに求められるが、所謂「大連」としての物部氏ではなく、ひとたび没落したのちの石上神宮の関係者としてであった。天武一三年賜姓では物部連として朝臣姓を得た麻呂は、新しい祭祀形態がはじめて施行された持統天皇の即位儀礼で、大楯を樹てた。この時のセレモニーは大嘗祭を翌年に行うという未熟なものであったが最初のものとして考えてよい。その後代々行なわれた踐祚大嘗祭で物部氏は建楯戟儀を担った。麻呂が持統天皇即位礼で演じたのはその最初の例である。物部麻呂は物部氏復興のきめてとなった物部氏と石上神宮の関係を他氏の介入を許さない決定的なものにせねばならなかった。持統五年八月に十八氏に詔して其祖等纂記を上進せしめたが、そこで物部氏は物部姓としてでなく石上氏になっている。持統天皇の即位により実質的に施行

された律令体制下において、麻呂は伝統的な物部姓をすて新しい氏姓、石上氏として律令貴族の一員になったと推察される。その決断は物部氏の当面した情勢にもとづくのではなかったか。天武持統朝での物部氏の復活の状況を以上の如くに考える。

以上、天武一三年朝臣姓を得た神別系氏族について、その理由を検討してきた。他の四四氏の皇別氏族に加わり、また一方で他の「宿禰」姓を与えられたおおかたの神別系氏族とことなり朝臣姓を与えられたのは、一般的理由に求むべきでなく、天武天皇を中心とする当時の全支配層の緊急の課題であった天皇ディスポティズム思想の体制化という画期的任務を担ったからであった。その確立の功以上に、律令制的祭祀形態の荷担集団として、八氏は朝臣群に加えられたものと思う。^④

物部氏が天武賜姓において朝臣姓を与えられた意味の検討から、天武持統朝での物部氏の復活は天皇ディスポティズム確立との関連で新しい祭祀形態の確立という画期的事業に参加しえた為であったからと考えられた。また新しい石上氏として再出発した物部氏は、踐祚大嘗祭への参加、

物部氏に関する基礎的考察（野田）

表 IV

年 月 日	建 楯 戟 儀 記 事	元旦儀 衛記事	遷 都
文武2.11.23	大嘗直広肆榎井朝臣倭麻呂堅大楯直広肆大伴宿禰子拍堅楯梓		
大宝1.1.1		アリ	
慶雲3.1.1		アリ	
和銅1.1.1	(大夫乃軺乃音為奈利物部之大臣楯立良思母)		
和銅3.1.1		アリ	
和銅3.3.10			藤原京 →平城京
靈龜1.1.1		アリ	
神龜1.11.22	大嘗 從五位下石上朝臣勝男石上朝臣乙麻呂從六位上石上朝臣 諸男從七位上榎井朝臣大嶋等率内物部立神楯於齋宮南北二門		
天平12.12.15			平城京 →恭仁宮
天平14.1.1	百宮朝賀為大極殿未成權造四阿殿於此受朝焉石上榎井兩氏始樹 大楯梓		
天平16.2.26			恭仁宮 →難波宮
天平16.3.11	石上榎井二氏樹大楯槍於難波宮中外門		
天平17.1.1	廢朝乍遷新京伐山開地以造宮室垣牆未成繞以帷帳令兵部卿從四 位上 大伴宿禰牛養衛門督從四位下佐伯宿禰常人樹大楯槍 (石 上榎井二氏倉卒不及追集故令二人為之)		
天平17.5			難波宮 →平城宮
天平17.6.14	是日樹宮門之大楯		
天平宝字5.10			平城宮 →保良宮
天平宝字6.5			保良宮 →平城宮
宝龜2.11.21	御太政官院行大嘗之事……參議從三位式部卿石上朝臣宅嗣丹波 守正五位上石上朝臣息嗣勅旨少輔從五位上兼春宮員外亮石上朝 臣家成散位從七位上榎井朝臣種人立神楯梓		
延暦3.1.1			平城宮 →長岡宮
延暦4.1.1	天皇御大極殿受朝其儀如常石上榎井二氏各豎楯梓焉始停兵衛叫 閣之儀		

そこで建楯戟儀を担うということを土台としている点も明らかにあった。つけ加えておけば、物部氏の担った「建楯戟儀」の役割はその後の律令国家王権の危機動揺の激化のなかで現実に国家・王権の守衛を期待された。表Ⅳの続日本紀天平一四年正月一日条「百官朝賀為大極殿未成、権造四阿殿於此受朝焉。石上榎井両氏始樹大楯槍」は元旦儀衛への参加の初見記事であり、この天平期の激動期に、元旦儀衛、遷都儀衛への参加がはじまるのは、そのあらわれである。^⑭ その過程で、あたかも物部氏じたいが、武力でもって全支配層の危機克服の期待を担いうる氏族であるかの如き幻想をもたれていたのであろう。磐井の叛乱での書記記述における物部麁鹿火への称揚の言、「物部」と「モノノフ」の結びつきはかかる発想に起因するものと考えられる。既に他の氏族に関して指摘されているが、記紀にみる物部氏の姿は天武持統期に再出発した物部氏のありかたとふかくなかかわっている。新しい石上氏の主張・伝承の成立をそこにみなければならぬ。姓氏録で物部氏系の多くの氏族は伊香色雄を祖としている。だが書紀は姓氏録で僅か二氏しか祖としない十千根を重視しその後の物部氏の出発点

を十千根におく。それは先述の如く石上神宮と物部氏の関係を軸にして物部成立論を書紀が展開しようとしているからにはかならない。物部氏の書紀の初期部分における祭祀性については既に直木孝次郎氏が指摘しているが、^⑮ 崇神・垂仁紀の伊勢神宮創始伝承である一連の祭祀記事への物部氏の登場は天武朝での新しい祭祀形態確立の共同作業に参加した点にかかわるであろう。^⑯ そこでは、三輪・中臣・物部・穂積氏が活躍するが、ともに朝臣姓をえた神別系八氏族である。三輪・中臣・物部は敏達紀一四年六月紀、引用の或本で「物部弓削守屋大連・大三輪逆君・中臣磐余連、俱謀滅_レ仏法_一欲_レ焼_レ寺塔_一并棄_レ仏像_一馬子宿禰諍而不_レ從_一」と国神派として一派を形成して位置づけられている。最後にいえば、既に西郷信綱氏が指摘しているが、^⑰ 律令制下の踐祚大嘗祭のひきうつしともいうべき神代紀・神武紀東征伝での、石上神宮祭神フツノミタマ・物部氏の伝承はまったくの創作であるとされねばならない。

(2)

次に律令国家の権力構造で物部はどのように位置づけられているか。この点から検討する。既に種々解釈されてい

るが、律令制下の政治機構において「物部」は刑部省囚獄司、衛門府、左右京職市司に配属されている。職員令集解囚獄司条所引古記に「凡衛門及東西市司物部者。刑部分配」とある。衛門府物部は義解に「為決罪人・特置此府。」とある。衛門府に本来おかれたものでなく一定の任務を果たすためにそのつど特別に派遣されたのでないか。古記に「臨時為罪人決罰。在此府耳」、法家の一説に「物部謂臨時別勅。為令決罪人而置耳」とある。物部の任務は罪人の決罰だが、古記に「決罰之時。皆帶刀。垂領足・持・答杖。一称。不解刀行事耳。」とあり具体的には答杖刑を課すことである。答杖刑罰の執行地は、門前広場、市であった。臨時別勅の言の如く刑の執行時に派遣されたものと考ええる。以上から、令制下の物部は囚獄司の任務を基本とし、その任務の達成という点から衛門府・市司に派遣されていることが明らかになった。では令制機構で囚獄司の任務を担う物部はいかなる性格をもつのか。またなにゆえ物部は令制囚獄司の任務を担っているのか。先掲所引古記に「物部卅人。謂戸口刑部獄司不得・檢校。從本貫耳。凡衛門及東西市司物部者。刑部分配。其諸司物部等。為武

官考選。申送兵部省也。」とある。また養老四年三月十日刑部省解に「今所謂物部。亦是伴部之色。」とある。物部が武官考選に預り、伴部の色である点が確認される。延喜式部式「凡囚獄司物部者。通取負名氏并他氏白丁・補・十人・帶・兵仗。其東西市各亦取・負名氏入色十人、白丁十人」とあり、物部が名負集団であるという点は律令制成立期から解任期にまで考えうる以上、^④第一の特徴として物部氏は囚獄司の名負集団であったことが指摘される。次に獄令徒流囚条「凡徒流囚在役者。囚一人。兩人防援。在京者。取・物部及衛士・宛。一分物部。三分衛士。在外者。取・当処兵士。分番防守。」に関する諸法家の解釈が注意される。傍点示部について「義解」は「謂。三府衛士也」とする。義解成立期の常識的解釈か。だが古記は「古記云。一云。諸国別差・物部丁・送・刑部。謂之名・衛士。非・三衛々士」とする。「釈」もまた同じく理解している。古記、釈説によれば、ここでの衛士は三衛衛士でなく物部丁となる。物部丁は義解に「諸国仕丁・帶・仗守・獄者即自・民部省・所充也」とあり、古記もまた同じく理解している。その任務は第一に「帶仗守獄」である。たとえば①凡禁囚之処。当宿官人

恒将物部并物部丁等毎夜巡檢（延喜式）。㊦物部主当罪人也。丁者就手決人也。㊧物部丁可守罪人身。（以上集解引諸説）とある。また「凡司内所須答杖。毎年十一月役物部丁令採備」とある。いずれにしても物部が任務とする諸々の仕事を、その下にあつてしているとせねばならない。物部丁は衛士である。ここに物部の性格を推察する手がかりがあるのでないか。ところで先掲所引古記に「戸口刑部獄司不得檢校従本貫耳」とあり、刑部獄司は物部の簡点にあつて国司を媒介としており直接えらぶことができない。また養老四年刑部省解に「就京及畿内簡点」とあり、相当広範な地域に散在している。「物部」は他の一般班田農民との相違点を多く指摘できないものとされねばならないのでないか。また、物部丁は「此充仕丁」と民部省から仕丁として配されたもので名負集団を構成するものでもなく、また物部との伝統的關係を認めえない。物部の下部組織は律令制的収奪体系を土台にしてなりたち、物部と物部丁の關係は、トモーベ的な私的、歴史的なそれできわめて律令制的關係によつてゐる。物部名負集団の成立の時期・背景を示唆するのでないか。

さて囚獄司の名負集団が物部であることは歴史的にどう考えうるか。既に名負氏の成立について幾つかの秀れた見解があるが、[㊨]そもそも名負氏が成立するのは、その担う機能・任務が律令制的政治機構に位置づけられたからにほかならない。名負の成立は、基本的には律令制的政治機構の成立を前提とするものでなければならない。従つて囚獄司名負集団が物部であることは、すくなくとも律令制成立期に物部氏が刑部機能に携わつていたからと理解される。更に留意すべき点は、他の名負集団にも共通して指摘されることだが、このことは豪族としての側面でなく国家権力の下部構造としての問題であるということである。従つて物部がきわめて実務的機能を担う囚獄司の名負集団となつたことは、律令制的政治機構の形成期に物部氏が豪族の側面を喪失し、警察的・実務的機能を担う一小吏的地位にあつたことを意味するものとされねばならない。その点で前節で触れた石上麻呂の父宇麻乃の既往の評価は再考されねばならないであらう。宇麻乃は公卿補任・続日本紀養老元年三月条で泊瀬朝倉朝廷大連物部目の末裔で難波朝の衛部であつたとされる。その伝に宇麻乃が大華上であつたという

点から直木氏は衛府長官でないかとする^⑨。だが律令制成立以降の文献に認められる薨卒伝での、天武朝以前の先祖の地位、職掌に関する「大華上」などの記述はまず疑われるべき性質をもつ。「衛部」とはなにか。文献上、衛門府の門部または勤務者の肩書を示す例が次の三例ほどのこっている。①左衛門府門部正六位上迹連継麻呂、②衛門府門部壬生年、③司門衛伴部无位山部宿禰吾方麻呂。この三例で、①②と③はその表現に明らかなちがいをもち、①②は六国史の記事で公的な表記によるものであり、③は東寺写経所にてでくる自署と推定されるものである。①②と③のちがいはかかる史料の性質にかかわると思う。このちがいが官制上の名称・呼称がどうであれ、その任務に携わったものが、自己の任務・役割をどう表現したかをしめすものといえよう。司門衛伴部と衛部は、かかる意味で同じ表現の仕方でないか。更にいえば、両者は、同一の内容をもつのではないかとする推測はあやまりとは思えない。践祚大嘗祭で「建楯杵」儀衛を担った物部は内物部と呼ばれる。衛門府に配属された物部は律令施行後、古記によれば内物部と呼ばれたとある。物部が践祚大嘗祭に参加し「建楯杵」儀衛を

担った状況にもとづく変化と考えられる。践祚大嘗祭参加を唯一の手段として律令貴族の一員たりえた石上氏が初代麻呂の父宇麻呂を、かかる状況のなかで粉飾誇張し衛部の長官「大華上」に疑したのでないか。また衛門府に関係したとしても「衛門」を任務としたとする訳にはいかない。律令制的衛門府が成立する以前、「衛門開闔之務」は伴佐伯集団、更に所謂一二氏族らによって担われていたからである^⑩。宇麻呂の「衛部」の内容は令制下同様、決罰、警察の任務にあったとすべきであり、以上から宇麻呂は実際の任務についた小指揮官以上をでないものと考ええる。

ところで宇麻呂は律令貴族化した物部の伝承では泊瀬朝倉朝廷の物部目の末裔として位置づけられている。物部氏が古代天皇制支配成立過程で警察的任務を担ったとする書紀記事はすべて雄略天皇紀、物部目の時代に集中している。①「遣物部兵士冊人誅殺前津屋并族七十人」②采女を姦した容疑者について「念将刑而付物部」③采女を姦した罪で「以齒田根命收付於物部目大連而使責讓」④木工猪名部真根の不敬に対して「付物部使刑於野」⑤伊勢朝日郎征討、など、この紀以外に関連記事はみいだしたがたい。だが書紀に

において文體論^⑤、記事内容、書紀構想上からいって雄略時代は国家体制が整備された段階として位置づけられているといわれている。また齒田根命事件などは津田、石尾芳久氏らの指摘の如く後世の科祓の点などからの創作であり、采女問題、天皇への不敬罪事件などはあきらかに後世の創作をまつものである。物部氏の一連の特徴的書紀記事は新しい宇麻乃像創造とともに物部氏が新しくこしらえた伝承・歴史（『纂記か』を背景にしたものといわれねばならない。

以上律令制下の物部の検討から律令制成立過程史のなかで、没落後の物部氏が刑部的機能を担ったことが明らかにになった。

(3)

物部氏が石上神宮を管掌するに至った経過についての書紀記述は先述の如く垂仁紀に求められる。

①五十瓊敷命。謂妹大中姬命曰、我老也。不能掌神宝。自今以後必汝主焉。大中姬命辞曰。吾手弱女人也何能登天神庫耶。五十瓊敷命曰。神庫雖高我能為神庫造梯豈煩登庫乎。

……然遂大中姬命授物部十千根大連而令治故物部連等至。今治石上神宝是其縁也（垂仁八七・二・辛卯条）

②五十瓊敷命居於茅渟菟砥川上宮作劍一千口因名其劍謂川上部亦名曰裸伴藏于石上神宮也。是後命五十瓊敷命傳主石上神宮之神宝。（垂仁三九・一〇条）

③五十瓊敷皇子居于茅渟菟砥河上、而喚鍛名河上作大刀一千口。是時楯部倭文部神弓削部神矢作部大穴磯部泊楯部玉作部神刑部日置部大刀佩部并十箇品部賜五十瓊敷皇子。其一千口大刀者藏于忍坂邑然後從忍坂移之藏石上神宮（同条所引一云）

④⑤は書紀本文に採用され④は一説として註記されているにすぎない。五十瓊敷の尊称が④⑤では「命」とあり⑥では「皇子」となっている点は、二つの記述がこととなった文献をもとにしている為といえる。④⑤は五十瓊敷命が石上神宝を管理するに至った理由と物部氏に継承される経過を述べている。⑥は五十瓊敷皇子とその配下製作集団との結びつき及びその製作された大刀が石上神宮に入った経過を述べている。一致する点は中心人物が五十瓊敷命であり、ことなる点は、④⑤、石上神宮管理権が大中姫命を経て五十瓊敷命から物部氏に移行したこと、⑥神宝が和泉五十瓊敷皇子から忍坂邑を経て石上神宮に入った点である。しかし、ここにみる大中姫命は記紀系譜に混乱がみられ、

その母の記の所伝も錯乱している。書紀は垂仁一五年条に垂仁后日葉酢媛の三子で五十瓊敷入彦の妹として的大中姫と、允恭后として忍坂大中姫を載せる。允恭后忍坂大中姫は允恭紀二年二月条に「立_レ忍坂大中姫為_二皇后_一。是日為_二皇后_一定_二刑部_一」とあり忍坂の地に住んでいたといわれている。①②と③の大中姫命と忍坂邑のちがいは相違点とすべきではあるまい。従って、①②③をふくめた書紀記述のなかで異端の存在は物部氏だけということになる。本来物部氏が五十瓊敷命・石上神宮と結びつきえないものということになる。ともにかかる状況は物部が、いつの時にかかる伝承に参加しえたということでもあるはずである。

五十瓊敷命に関する記紀記述は更に二つの側面が指摘される。第一は皇位継承に関するものである。「天皇詔_二五十瓊敷命・大足彦尊_一曰_二汝等各言_一情願之物也。兄王詔_二欲_レ得_二弓矢_一。弟王詔_二欲_レ得_二皇位_一。於是天皇詔之曰_二各宜_レ随_レ情。則弓矢賜_二五十瓊敷命_一。仍詔_二大足彦命_一曰_二汝必繼_二朕位_一」とある。皇位継承をかける形で記述しているのは他に崇神紀、応神紀とあるが、皇位を継承しなかった側がいつも東国支配、山川林野支配と全国支配・開発の実務に携わったとする点

が注意される。第二はその点ともかわり池溝開発に携わったとする記述である。垂仁紀三五年九月条に「遣_二五十瓊敷命于河内国_一作_二高石池茅渟池_一」とある。同一〇月条「作_二倭狭城池及迹見池_一」是歳条「令_二諸国_一多開_二池溝_一數八百之。以_レ農為_レ事因_二是百姓富寛_一、天下太平也」とある。以上の記事は垂仁仁徳紀に配された一連の池溝開発記事の総括部分である。また垂仁記に「印色入日子命者。作_二血沼池_一又作_二狭山池_一又作_二日下之高津池_一又坐_二鳥取之河上宮_一令_二作_二横刀老仔口_一是奉_レ納_二石上神宮_一」とあり延喜諸陵式に「宇度墓、五十瓊敷入彦命。在_二和泉国日根郡_一……」とある。律令貴族層にあつて五十瓊敷命は河内和泉開発を指導した英雄的人物と位置づけられている。それは五世紀前後大和朝廷の全国支配を画期的ならしめた河内・和泉平野への開発・進出という歴史的事実とかわつた認識とされねばならない。皇子と伝承的にせよ結びつきうる為此はこの点での共通性が必要である。物部氏の場合、既に先述した如く石上神宮を媒介とする可能性が考えられない以上、この点での共通性が問題となる。その点をまず物部氏の系譜・氏族の性格の点から検討する。姓氏錄収載の物部氏系

氏族は一一六をかぞえ他の諸々の氏とくらべ圧倒的に多い。だがそのことが物部氏の氏族としての強大性を意味するという理解^⑧の仕方には問題がある。よく引用される続日本紀延暦九年一月壬申条「夫物部連等各因^ニ居地行事^ニ別為^ニ百八十氏^ニ」という記述は物部氏配下の諸小集団が自立したことを意味するものである。物部集団「百八十氏は天武賜姓のとき、宿禰（一二氏）・連（八氏）姓を与えられた。基本的には権力構造の末端実務的任務を担う個別的生産・技術者集団であったと考えられる。従って百八十氏という問題は、氏族論からいえば、物部氏と配下の諸集団との間に強い氏族的関係が成立しえてなかったことを意味する。むしろ物部氏は氏族としてのひろがりあまりもない本来の構造を持続させた氏族でなかったか。もちろん以上のことは、かかる性格、機能をもつ集団の国家への従属性とそうあらしめた国家権力の生産技術者集団への規制の強さがいからしめたことである。先掲の記述は権力構造内における大規模な生産・技術集団の統制とその任務が一定の旧体制下において物部氏に与えられていたことを意味するものである。物部氏の系譜上の次の特徴は河内和泉開発経営を

担った諸氏との系譜関係が認められる点である。たとえば依網屯倉―依網田部連、桜井屯倉―桜井田部連、狭屋部子代屯倉―狭屋部首、捕鳥部、新家首などが指摘される。この点は、物部守屋に関する諸史料から推察される物部氏の河内・和泉地方への進出状況と関係ある問題として把握される。以上から物部氏は大和朝廷の生産技術集団の一構成員として河内和泉地方の開発に参加しその過程で形成された国家生産開発機構においてかかる集団の管理とその後の開発経営の任務を担ったといえるであろう。関係諸氏族との同祖関係は以上の経過のなかで結ばれたと考える。この点で物部氏系譜に属する氏族の多くが伊香色雄を祖とし、十千根を祖とするものが僅か二氏という点が注意される。伊香色雄は饒速日尊や宇摩志麻治命同様、全くの創作人物である。だが、ニギハヤヒやウマシマチは全体として意味のない美名だがイカゴシコオには特定の意味が認められる点相違する。それは「イカ」と「ゴ」と「シコオ」の三つにわけうる。「イカ」は「敵」でミカ・トヨ・ニギ同様美称でありシコオは「色男」「醜雄」種々表記されるが美称である。だがまんなかの「ゴ」は、たとえば天武紀元年六

月条「胆香瓦臣安倍」（近江国伊香郡出自か）の如く「瓦」である。「瓦」は今日カハラの意味だけになっているが説文に「土器已焼之総名」という。もつと広範囲な土器をしめす言葉である。一方、伊香色雄は記紀では崇神記紀の一連の祭祀関係記事にみえるが注意すべきは「神官」としてでなく一貫して「八十平瓮」の製作者としてであり、「神班物者」としてである。以上の一致は伊香色雄が生産技術集団を率いたものであることを示唆する。諸氏が物部氏と関係をもつたのは、物部氏の伊香色雄の側面においてとされう。以上は物部氏と五十瓊敷命との結びつきの理由を一面としてものがたるものだが、結びつきうるならばなぜ大中姫が介在しているのかがかえって疑問として残る。先掲允恭二年紀記述に忍坂大中姫のために「定刑部」とあった。刑部は忍壁親王が刑部親王とかかれている点からオサカベと訓み、忍坂部、押坂部と同意のものと考えられる。だが刑部はオサカベとよむことができない。私部がキサキベと呼ばれた如く、特殊な事情をもたねばならない。オサカベに刑部という字をあてるのはオサカベが刑部的機能を担当したかそれに近い関係の存在が前提となる。しかしオサ

カベ氏は天火明命系譜の刑部連、忍壁宿禰や呉人系・倭漢系の刑部造、忍坂忌寸、刑部史等々みられるが刑部的機能を担った形跡はなく、またそう考え難い。忍坂大中姫の配下集団が刑部的性格側面をもっていたからでなくのちに附加された要素とされねばならない。ところで前節で刑部的機能を担ったとした物部氏側伝承は允恭記に記載された大前宿禰の弟石持連公を刑部垣連・刑部造等祖としている。また「崇仏論争」の過中、物部守屋が、全ての貴族層から排斥された段階でひとり押坂部史毛屎が守屋に忠実であったと書紀に述べられている。物部氏が刑部的機能を得たある時期から物部氏とオサカ地方の集団との間に一定の従属関係があったのか。忍坂大中姫に関係した忍坂の地が推定によれば現桜井市附近の忍坂と考えられ、更にいくつかの説によればもともとの忍坂はその東側宇陀郡の方にかかるのではないかと考えられている。一方物部の始祖伊香色雄は記紀において宇陀・忍坂地方との結びつきが指摘され、また師木県主との関係も無視しがたい。物部氏がオサカ地方を配下におさめうる条件として考えられる。物部氏はオサカ地方の集団との関係を媒介として忍坂大中姫と五十瓊

表 V

		カバネ姓者 朝臣 連 連族宿禰 直 首 君 臣 毗登	複姓者（表中記述は物 部を略）	無姓 者	物部 郷	物部 神社
畿内	大和 山城 河内 和泉 摂津	1 1 2 1 2	伊勢連、久米、肩野、 多芸 各 1 殖粟 1 依網 1 飛鳥 1 韓国 1 韓国 1	5 2 3 3		
東海	伊賀 伊勢 尾張 三河 遠江 駿河 甲斐 相模 武蔵 下総 常陸	 1 2 1	射園 1 多芸 1 中原 1 匠差 1 志陀 1	1 3 3 1 10 1 5 2 5	 1 1 1	2 2 1 2
東山	近江 美濃 信濃 上野 下野	2 1 2		2 4 2	1 3 1	(1)
北陸	越前 加賀 能登 越中 越後 佐渡	1 1		21 1 1	 2	 1 2 1
山陰	丹波 但馬 因幡 出雲 石見	2 2 1	海・阿刀、尋來津首 各 1	1 1 35	2 1	2 1 1
山陽	播磨 備前 備中 備後 周防	 1 1		64 1 2 2		1
南海	紀伊 淡路 阿波 讃岐		借馬 1 大豆 1	1 1 47 22	1	

物部氏に関する基礎的考察（野田）

		カバネ 朝臣	姓者 連	連族 宿禰	直	首	君	臣	毗登	複姓者（表中記述は物部を略）	無姓者	物部郷	物部神社
	伊予土佐	1	3			1				刀田 1 鏡 1 文 1	3 1	1	
西海	筑前筑後豊前肥前老岐					1 2				筑紫聞 若宮部 1	63 3	1 1 1	1(5) (1) (1)

敷命の関係をたくみに物部氏の伝承に結びつけたと想定されうる。但し五十瓊敷命と結びつく大中姫は忍坂大中姫ではなく日葉酢媛の娘である点、先述の如き混乱を招致したといえよう。

オサカ地方の生産技術集団を率いて河内和泉平野開発に参加せしめられた物部氏は大和朝廷での生産関係のトモ集団を形成した。既に述べられている五世紀後半から六世紀初頭にかけての新たな情勢に応じた中央集権的収奪体系・国家機構が確立される過程で配下の百八十氏・小集団は新しい分業体制に再編され、物部氏は国家権力中枢部でか

かる集団を掌握する「大連」の位置をしめたといえよう。新しい国家体制への豪族層の結集と秩序化を意図した氏姓制の成立をともなったかかる展開過程で「物部」なる氏名が成立したのではないか。大連物部氏の任務は中央政治機構での統轄と全国を対象とした開発及び収奪にほかならない。物部氏の特徴である全国にかけての膨大な物部分布^⑥、書紀にみる地方豪族層の中央服属・贖罪と物部氏の関係はこの段階の物部氏の状況と考える。つまり中央物部氏と表Vにみる全国に分布する物部との関係は物部氏の成立から没落にいたる間に成立したと考えねばならない。だが物部氏が大連として中央政治機構で指導的地位にあったのはきわめて短い期間である。この短い期間に急速な進展と没落を経験した物部の全国化の動向が広範な地域にまたがると、物部神社、物部郷・村落地名への定着に示される中央物部氏と全国物部の関係の強さは、その背景に中央権力の地方支配層・農民層への一方的収奪関係の再編・強化が進められたからにほかならない。物部氏のあとに勢威を振った蘇我氏の全国分布状況は一二ヶ国にすぎない。既に門脇禎二・都出比呂志氏^⑦らによって述べられる如くこの五世紀

後半から六世紀前半は、乾田系農業技術の流入と新しいU字型クワスキ鉄製農具の農民層への拡大普及により、群集墳の爆発的拡大にみる如く共同体内の有力家族層の開墾生産過程での自立化・また武装化が進み、支配層は全般的危機に直面した。共同体内の基本矛盾の激化と中央権力の収奪強化の動きのなかで発生したのが北九州の磐井の乱と考えられている。磐井の乱征討將軍に最適任者として物部鉦鹿火が任命されたのは、六世紀前半における権力構造での物部氏の右述の如き性格によるとされねばならない。

おわりに

以上に述べた点を要約すれば、(1)物部氏の源流は、同系氏族の多くが祖とする伊賀色雄の性格から南大和地方の生産技術集団と考えられる。(2)王権の専制化の過程で国家生産機構に編成され五世紀前後の河内平野開発に導入される過程で大和朝廷の生産技術集団をトモ集団に編成した。(3)五世紀中葉から六世紀前半にかけて大和朝廷の全国支配の過程で全国の開発・収奪に携わり国家制度の整備過程で「大連物部」氏となる。(4)とともに地方支配層の中央服属

儀礼の場として石上神宮の原型も成立し、物部氏は「大連」として神宮を管轄下にもちその祠官を支配した。(5)継体欽明朝の内乱期に基本矛盾の激化・地方豪族層の動揺過程で、中央権力内の直接関係者なるが故に失脚した。もちろんその場合、物部氏の氏族的基盤の弱さと物部氏の勢力をささえる国家機構内での地位の不安定性も原因の一つである。体制危機の克服を志向する国家機構の改革・整備は他の伴造系氏族同様、物部氏の存亡に一定の影響をもつものであった。(6)没落後物部氏は一面、物部首らとともに石上神宮の神官として、他面刑部的機能に携わる一小吏に転落し壬申の乱まで権力構造の中枢部に参加しえなかった。(7)天武持統期に天皇ディスボティズムの確立を意図する新しい祭祀形態確立という画期的任務を担い、踐祚大嘗祭での「建楯戟」儀衛の独占によって再び有力貴族の一員となりえた。(8)かかる大転換があり、特に書紀の物部関係記事の多くは新しく出発した石上氏との関係で創作されたのである。祭祀関係・石上神宮関係・崇仏論争記事は特にふかい関係が指摘される。

以上の諸点は、物部氏関係の史料を中心に、また物部氏

のみをとりあげて検討した部分が多く、現状においては全てを確認しうる段階ではない。もう一つの大連大伴氏の検討、あるいは、いわゆる百八十氏の個々の分析と併行して再び一点、一点を確認していく仕事が残されている。次に課題とすべき点である。また、はしがきにおいて触れた点だが、物部氏の如き生産技術集団の検討にあたっては生産技術史研究の成果との有機的考察がのぞまれる。更に伴造系氏族論と部民制論がかみあわない研究動向にあって、平野邦雄氏らの仕事に依拠した本格的な氏族の体系的研究を進めていく必要を痛感する。今後の物部氏の基礎的考察はそこまでひろげられねばならない。本稿は物部氏の成立・展開過程に関する試論として以上の点を確認しながら、不十分ではあるが、批判を求めた次第である。

① 一九六三年の石母田正「日本古代における分業の問題」(『古代史講座』九収)以来、下部構造を理論的にとりあげ、積極的提言をなした論考は多くない。前川明久「日本古代氏族制の形成過程」(『歴史学研究』二九八収)はその意図にもかかわらず氏族制、部民制の構造発展を十分捉えうるまでにいたっていない。その原因については身分制の問題から古代専制国家の形成過程を捉えようとする点に求めたり、東アジアの古代諸国家の発展段階のなかで把握する傾向等に、種々指摘されるであろうが、たとえば平野邦雄氏の一連の仕事との連関が構造

的にとりくまれていない点によるのではないかと考える。また、最近、律令体制成立論にいくつかのすぐれた研究をみるが、前後の時代の社会構造に関する検討が説得性をもつものとなっていない傾向が指摘される。

② 物部氏に關しての最近の研究としては直木孝次郎「物部連に関する二・三の考察」(『日本書紀研究』二収)がある。本論で述べた如き研究上の欠陥を直木論文も持っている。たとえば、物部氏の祭祀性に関して、直木氏は先稿「保守派物部氏の没落」(『古代国家の成立』収)で確認したが、直後にでたこの論文で否定した。要するに記紀記事の解釈からの立論と変更にはかならない。かかる伴造系氏族の検討の仕方から氏族論を展開するのは直木氏のみにかぎらない。

③ 『日本古代国家』参照。

④ 東晶「古代アジアの内乱」(『日本史研究』別冊収)

⑤ 『古代国家の解体』収、林屋氏の両朝対立論について(1)藤間生大「いわゆる継体欽明朝の内乱の政治的基盤」(『歴史学研究』二二九収)の太和政府の強大豪族間の争いとみるべきだという批判、(2)関見氏の批判(『歴史学研究』一六二収)があるが、井上光貞「日本古代の政治形態の変遷」(『日本古代国家の研究』収)は林屋氏の指摘を氏の持論にとりいれている。いづれにしても林屋氏の提言に対する正しい継承とは考えがたい。

⑥ 直木孝次郎「古代国家の成立」、熊弘道「推古朝の意義」(『岩波講座古代2』収)参照。

⑦ 田村円澄「聖德太子」参照。

⑧ 小島憲之「上代日本文学与中国文学」上

⑨ 池内宏「日本上代史の一研究」

⑩ 藤井顕孝「欽明紀仏教伝来の記載について」(『史学雑誌』三六—八収)その後の学史は井上薫「日本古代の政治と宗教」に詳しい。

⑪ 拙稿「日本書紀と『大化改新』——日本書紀の年代構成について——」
『日本史研究』八七収

⑫ 全てが干支でない。編年月日の干支部に某日という表記例がある。但しそれは推古一九、同二〇、同三二年紀、天智七年紀にみる五月五日の例であり、原則的に書紀は日付に干支を採用しているとせねばならない。

⑬ 福山敏男「飛鳥寺の創立に関する研究」(『史学雑誌』四五—一〇収)は、崇峻紀の飛鳥寺創建に関する書紀記述に関して、「何れも書紀の編者が想定した飛鳥寺の造営の工程を示すまでであり、その日付もその記事の内容も純然たる机上の造作であることは云ふ迄もない」とし、「書紀編者の合理主義による潤色である」とする。

⑭ 元興寺縁起は「神心増益国内死人多在。大旱不雨。又従天雨大雨後終大宮神火出焼」という。神火というが、神火について佐伯有清「新撰姓氏録編纂の時代的背景」(『新撰姓氏録の研究』収)の指摘がある。天平宝字七年九月一日勅「疫死多数水旱不時神火屢至徒損官物。此者。国郡司等不恭於国神之咎也」とある如く国神を恭むる咎が神火の問題である。それは書紀記述で欽明一三年紀一〇月条、同三

⑮ 新羅の献物を拒否したというのは、九年、一一年の記事(一説に重複か)だが、本稿はこのいづれの記事も創作と考え、全て新羅が朝貢せんとするも、日本は百済との関係に固執し、それを拒否したと考え

⑯ 前掲拙稿参照。

⑰ 天武天皇らの皇統は舒明天皇にはじまるといえる。天武天皇の治下に作られた古事記は推古まででその叙述をとめるが、それは次代が舒明であることとかかわる。古事記は記載皇子女について、たとえ次に天皇になるものも、皇子女として記述するが舒明のみ、「坐三岡本宮」

治「天下之天皇」とする。

⑱ 蘇我氏に関する書紀記述が天武朝以降の創作性が濃い点は前掲拙稿でも触れたが、蘇我氏に関しては門脇禎二氏の系統的な研究がある。

⑲ 天武・持統朝の仏教統制政策については今後更に検討したい。井上光貞「日本における仏教統制機関の確立過程」(『前書収』)は氏の目標が、推古朝にある為、天武朝の状況が捉えきれてはならないと考へ、降の仏教統制は唐制継受の側面からのみ考へてはならないと考へる。ところで書紀仏教受容記述に関する本稿の如き見解に対して、たとえば田村円澄「仏教伝来の史実と説話」(『史淵』九五収)から反論が考えられる。だが田村氏と私見がかみあう為には、崇仏論争記事が書紀に三ヶ所にわたって認められる点について重複としてかたづけしないで、そもそもなぜ三度も、また天皇別に記載されているのかを捉える視角が必要である。仏教が欽明期に到来したであろうことを否定するものではない。

⑳ 鎌田純一「先代旧事本紀の研究」は詳細な検討を経て旧事本紀の史料性のたかい点を指摘する。佐伯有清「鎌田純一著先代旧事本紀の研究、研究の部」(『日本歴史』一七一収)の的確な批判と「旧事紀にみえる独自の伝承はむしろ八世紀以降に成立した」とする佐伯氏の見解に従う。

㉑ 続日本紀にみる物部氏関係の庚午年藉、庚寅校藉での混乱について、偶然と思われるが、そういう例は他氏に余り認められない。物部氏の変化と関連するのであろうか。

㉒ 持統四年紀正月条では物部麻呂とある。しかし持統五年以降は物部姓例はない。日本古典文学大系『日本書紀下』は「伝統的行事に奉仕するときには石上氏として名乗る」とする。踐祚大嘗祭での建楯梓儀衛が物部氏の伝統的行事でないことは後述のとおりである。物部氏じしんが物部姓、石上姓をつかいわけている状況にあったと考えない。

- ②③ 石母田正「古代の身分秩序―日本の場合についての覚書―」(『古代史講座七』収)原島礼「八色姓と天武政権の構造」(『史学雑誌』七〇―八収)
- ②④ 竹内理三「天武「八姓」制定の意義」(『律令制と貴族政権』一収)前掲論文、但し直姓国造については阿部武彦「国造の姓と系譜」(『史学雑誌』五九―十一収)を留意すべきと考える。
- ②⑤ 津田左右吉「改新後の国造」(『日本上代史の研究』収)など。但し虎尾俊哉「大化改新後の国造」(『藝林』四―四収)の見解は若干ことなるが、職掌としては認められないとするものであり、その祭祀との関連性については一致する。
- ②⑦ 前掲論文。
- ②⑧ 「カモ県主の研究」(前書収)
- ②⑨ 「一言主伝掌からみた雄略天皇の王権的属性」(『日本歴史』一七三収)
- ③① 日本書紀用明天皇元年条。
- ③② 津田左右吉『日本古典の研究』下は、この記事はそのまま歴史的事実ではないとする。
- ③③ 『采女―献上された豪族の娘たち―』
- ③④ 上田正昭「神統譜の展開過程」(『史林』三九―一収)
- ③⑤ 門脇達二『日本古代共同体の研究』は筑前国嶋郡川辺里戸籍に物部氏及び中臣氏関係の部姓戸が多いのは磐井の乱で物部麤鹿火が將軍に起用されたからとする。そして、物部と中臣は同祖関係で中央物部が倒れたあと在地の物部勢力は中臣氏が継承したとする。物部と中臣の關係づけには疑問がある。關係づけたら丸山二郎「中臣氏と鹿島香取の神」(『日本古代史研究』収)の見解が留意される。但し、両氏の祭祀性については検討を要するものである。
- ③⑥ 懷風藻
- ③⑦ 糠手子大連公孫中納言直大式中臣朝臣大嶋等被褥御食子大連公長子大織冠内大臣鎌足大連公之列同賜藤原朝臣姓詔
- ③⑧ 中臣氏の従来の宮廷祭儀での役割を過少に評価するのではない。そうしたことが大嶋の神祇伯就任の背景になったと考える。だがかかる仕事はそもそもの祭祀形態の確立以前には内廷の日常的仕事でなかったか。
- ③⑨ 石母田正前掲論文(『古代史講座七』収)
- ③⑩ 岡田精司「大化前代の服属儀礼と新嘗」(『日本史研究』六一収)
- ④① 日本古典文学大系『日本書紀上』補註また門脇・甘粕健『古代専制国家』でも石上神宮武器庫説をとっているが、その論拠はなにか。本史料及び前後の石上神宮関係史料は武器庫を意味しない。
- ④② 日本書紀における異本諸説についてはすぐれた研究史があるが、歴史的に考察したものとして上田正昭『日本書紀に関する基礎的考察』(『人文』十二収)に従いたい。
- ④③ 「上代の部の研究」(『日本上代史の研究』収)
- ④④ 以上の指摘で穂積、采女氏などについて触れてこなかった。両氏の氏族としての伝統は古くない。にもかかわらず持統紀五年八月辛亥条の十八氏には両氏ともふくまれていた。持統紀には一定の位置を占めたものとしてしか理解できない。野村忠夫「天武持統朝の官人法」(『日本歴史』二〇七収)は(イ)「天武諸皇子(女)の母のうち皇親以外の全ての母方氏が朝臣賜姓の対象となった」(ロ)「メノト関係による命名と目される諸皇子(女)のメノト氏の殆どが賜姓対象とされている」と述べる。私は穂積・采女両氏への朝臣賜姓は上述してきたことによるか、野村氏の例によるのかのいずれかと考えるが、結局のところ天武内廷において同じ意味になるのではないかと考える。
- ④⑤ 津田左右吉前掲論文、直木孝次郎「石上と榎井」(『続日本紀研究』一一―二収)は天平一四年の「始」を使用武器の変化、従来の櫛から

楯と槍の併用を意味するとする。

- 45 坂本太郎「纂記と日本書紀」(『日本古代史の基礎的研究』上収)

- 46 先掲論文。

47 伊勢神宮を中心とする祭祀形態は更に八世紀以降のあらたな状況によって形成されたと考える。その原型はこのときに確立した。伊勢神宮が国家イデオロギーの軸になる過程は藤谷俊雄・直木孝次郎『伊勢神宮』に多くの示唆をえた。

- 48 西郷信綱は『文学』三三―一二から三四―三までに一連の関係論稿を発表した。

49 続日本後紀天長八年二月乙酉条にも同様の記述があり、八世紀を通じて名負集団としての性格を維持したといえる。

- 50 平野邦雄「日本古代における「氏」の成立とその構造」(『古代学』二二―一収)など

51 前掲論文、米田雄介「律令的軍団の成立」(『ヒストリア』三三収)は衛部を衛門府と理解する。

- 52 佐伯有清「宮城十二門号と古代天皇近侍氏族」(前書収)

53 書紀の文体論研究は最近もいくつかだがおおかたは山田英雄「日本書紀の文体論」(『史学雑誌』六三―一六)に要領よくまとめられてい

る。

- 54 「日本古代の刑罰体系」(『増補日本古代法の研究』収)

- 55 藤間生大『日本古代国家』

56 以上の点は、大野透『万葉仮名の研究』に従う。

- 57 岸俊男「光明立后の史的意義―古代における皇后の地位―」(『ヒストリア』二〇収)

58 奥野彦六「律令制古代法」に諸見解が紹介されている。

- 59 黒田源次「物部氏神放(出)」(『神道史研究』二―一収)

60 表示したが、そこには国造本紀などの史料はふくまれていない。更に加わるものがある。分布の特徴、性格の考察は井上辰雄「ミヤケ制の政治史的意義序説」(『歴史学研究』一六八収)にあるが疑問がある。表でも物部が西国に偏っているとは考え難い。というより、大伴、物部は、各々軍事・開発部門の荷担者として総合的に全国に進出していたのでないか。

- 61 日本史研究会古代史部会門脇報告「七世紀の社会と大化改新像」(『日本史研究』九〇収) 都出「農具鉄器化の二つの画期」(『考古学研究』一三―三収) (京都大学研修員)

A Basic Consideration of the Mononobe 物部 Clan

—An essay of its formation and developing process—

by

Reishi Noda

The nature of the power of the Ritsuryo 律令 state, with systematic grasp of the Ritsuryo controlling system, is to be examined through the consideration of the exploiting system and the power structure before Ritsuryo and the problem of its transition to Ritsuryo: this article, as a part of this examination, tries a basic consideration about the Omuraji Monobe 大連物部 Clan, by treating the problem of Tomonomiyatsuko 伴造 race.

The circumstances the Mononobe 物部 Clan, ruined in the latter half of the 6th century, came to be the powerful part of the Ritsuryo governing classes shall be considered through examining its relation with the formation of the religious service like that of Ritsuryo system which was created in order to establish the emperor's despotism after the rebellion of Jinshin 壬申, through the study of the problem of Temmu 'Hassei' Shisei 天武「八姓」賜姓 the epoch-making racial policy in the history of the formation of the Ritsuryo system: and also, taking notice of the fact that the ruined Mononobe Clan was the lower clan charged with a police business, this article explains the monopolistic relation of the Mononobe Clan with the Isonokami 石上 Shinto Shrine, as a factor of the revival of the Mononobe, was establish after the rebellion of Jinshin.

On the above-mentioned assumption, this article tries to make an essay on the forming and developing process of the Mononobe Clan, by pointing the fact that the former theories cannot be authorized, considering various resources of record, folklore, genealogy and distribution about the Mononobe Clan.

Calligraphic Theories in the T'ang 唐 period

by

Kunihiko Sugimura

This article is to trace the development of calligraphic theories in